静岡県立韮山高等学校同窓会会則の一部変更

改正前	改正後
第3章　役員及び事務局	第3章　役員及び事務局
第12条（顧問及び相談役） 会長は、三役会の推薦により顧問及び相談役を委嘱することができる。	第12条（顧問及び相談役） 会長は、役員会の推薦により顧問及び相談役を委嘱することができる。
第4章　支部組織	第4章　支部組織
第15条（支部の設置） 本会に、次の支部を置く。 三島支部　沼津支部　西浦支部　内浦支部　長泉支部　清水町支部　北中駿支部　函南支部　韮山支部　伊豆長岡支部　大仁支部　修善寺支部　中伊豆支部　天城湯ヶ島支部　土肥支部　戸田支部　熱海支部　伊東支部　賀茂支部　静岡支部　関東支部	第15条（支部の設置） 本会に、次の支部を置く。　清水町の町を削除 三島支部　沼津支部　西浦支部　内浦支部　長泉支部　清水支部　北中駿支部　函南支部　韮山支部　伊豆長岡支部　大仁支部　修善寺支部　中伊豆支部　天城湯ヶ島支部　土肥支部　戸田支部　熱海支部　伊東支部　賀茂支部　静岡支部　関東支部
第5章　会議	第5章　会議
第17条（会議） 本会の会議は、理事総会、常任理事会、三役会、支部長会及び幹事会とし、理事総会は、定例理事総会及び臨時理事総会の２種とする。	第17条（会議） 本会の会議は、理事総会、常任理事会、役員会、支部長会及び幹事会とし、理事総会は、定例理事総会及び臨時理事総会の２種とする。
第18条（会議の構成）－2 常任理事会は、会長、副会長、幹事長、事務局長、常任理事及び支部長をもって構成する。	第18条（会議の構成）－2 常任理事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、事務局長、常任理事及び支部長をもって構成する。
第18条（会議の構成）－3 三役会は、会長、副会長、幹事長及び事務局長をもって構成する。	第18条（会議の構成）－3 役員会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長及び事務局長をもって構成する。尚、会長が必要と認めた場合は、幹事も参加することができる。ただし、幹事は議決権がないものとする。
第19条（会議の権能）－3 三役会は、この会則の定めるもののほか、同窓会活動の執行機関として必要な事項を審議する。	第19条（会議の権能）－3 役員会は、この会則の定めるもののほか、同窓会活動の執行機関として必要な事項を審議する。
第20条（会議の開催）－3 常任理事会、三役会及び支部長会は、会長が必要と認めたとき、又はその構成員から会議の目的を示して開催の請求があったときに随時開催する。	第20条（会議の開催）－3 常任理事会、役員会及び支部長会は、会長が必要と認めたとき、又はその構成員から会議の目的を示して開催の請求があったときに随時開催する。